

社会福祉法人清涼会

評議員・役員（理事・監事）の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人清涼会（以下「本会」という。）の定款第八条、定款第二一条に基づく評議員、役員（理事・監事）の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の額）

第2条 本会の評議員及び役員（理事・監事）については、無報酬とする。この他、交通費、退職手当及び各手当については、支給しない。

（規程の改廃）

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。